

第 116 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 13 年 4 月 24 日）

第 776 号議案 長浜都市計画区域の変更（愛媛県知事決定）

長浜都市計画区域を次のように変更する。

【名称、位置、面積、備考】

長浜都市計画区域、喜多郡長浜町大字仁久、大字長浜、大字黒田、大字沖浦、大字晴海、大字拓海（これらの地先公有水面を含む）の全部、大字下須戒、大字上老松、大字白滝、大字大越、大字柴の一部、約 996ha

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

長浜都市計画区域については、昭和 24 年に大字長浜、仁久、青島を当初決定し、その後の都市形態の変化により昭和 34 年に大字青島を除外、大字黒田、沖浦を追加指定し、更に昭和 50 年に大字晴海を追加指定し、計画的な都市基盤整備や企業誘致を行ってきたところである。長浜町は 1 級河川肱川の流域都市として、また、八幡浜・大洲地方拠点都市地域の構成都市として大洲市との相互関係が深く、四国縦貫自動車道（伊予～大洲）の供用開始（平成 12 年 7 月 28 日）により、今後、さらに大洲市方向に生活圏が拡大することが予想されている。また、地方拠点都市地域基本計画においても、高速交通体系を最大限に活用した産業振興や 30 分道路網確立のため、各都市を結ぶ交通体系の整備を基本方針として掲げており、大洲市とを結ぶ 2 本の主要幹線道路の整備が急務となっている。今回の都市計画区域の変更は、長浜町の平坦部が少ないという地形条件から、肱川流域に点在する平坦部の土地の有効利用が必要不可欠であり、肱川の河川改修事業や幹線道路の整備に合わせた良好な生活環境の形成と保全、また、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、隣接する大洲都市計画区域に至る肱川沿線の土地の区域を都市計画区域に編入し、計画的な土地利用を行っていくものである。また、企業誘致や地場産業の活性化を目的として公有水面埋立により造成を行った大字拓海とその地先水面については、今後も隣接する大字晴海と同様に良好な工業団地として整備し、環境の保全を図るため都市計画区域に編入するものである。なお、都市計画区域の面積については、現行 627.0ha が変更後 996.0ha となる。

第 777 号議案 東予広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更（愛媛県知事決定）

都市計画市街化区域及び市街化調整区域を次のように変更する。

I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

東予広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更（市町別内訳）

【市町村名、都市計画区域面積 (ha)、市街化区域面積 (ha) (現行、拡大後)、変更面積 (ha) (拡大、廃止、計)】

新居浜市、	9,998、	2,492、	2,527、	38、	3、	35
西条市、	6,503、	1,159、	1,308、	149、	—、	149
東予市、	4,484、	634、	634、	—、	—、	—
小松町、	3,060、	213、	213、	—、	—、	—
丹原町、	3,560、	102、	102、	—、	—、	—
合計	27,605、	4,600、	4,784、	187、	3、	184

現行の市街化区域面積約 4,600 ha を約 184 ha 拡大し、変更後の市街化区域面積は、約 4,784 ha となる。

変更地区一覧表

（市街化区域拡大箇所）

【図面番号、箇所名、面積（ha）、市街化区域を拡大する理由、備考】

[新居浜市]

- 1 垣生3丁目(1)埋立地、30.2、公有水面埋立法に基づく埋立が完了した区域で、フェリーターミナル等関連施設、公共ふ頭、工業団地用地、漁港関連用地及び緑地等の造成が既に整備されている。公有水面埋立
- 2 垣生3丁目(2)ポンプ場、0.5、公有水面埋立法に基づく埋立が完了した区域で、公共下水道の雨水施設であるポンプ場が既に整備されている。公有水面埋立
- 3 新須賀町、3.5、隣接市街地に立地している大規模店舗の専用駐車場、民間企業所有の社員用共同住宅等が既に立地していることから、隣接市街化区域と一体的な市街地整備を図る必要がある。既成市街地、市道整備
- 4 磯浦町、1.7、民間企業所有の水面において埋立が行われた地区であり、周辺の市街化区域と一体的な工業用地としての土地利用が確実であるため、私有水面埋立
- 5 星越町、0.3、市街化区域界が1宅地内を通過しており、地番界に合わせて市街化区域を整形する必要がある。既成市街地
- 6 東雲町2丁目、1.1、現市街化区域と、都市計画道路・船屋阿島線に囲まれた地区で、周辺の沿道と一体的な土地利用をすることにより利便増進を図る必要がある。既成市街地
- 7 萩生(1)、0.3、土地の形状変更により市街化区域界が不明確となったため、地番界に合わせて整形な形に修正し、市道整備と併せて既存市街地と一体的な市街地形成が確実であるため、地形地物、市道整備
- 8 萩生(2)、0.1、土地の形状変更により市街化区域界が不明確となったため、地番界に合わせて整形な形に修正する必要がある、地形地物
- 9 星越町(2)、0.2、一団の宅地開発により整備された区域内に市街化区域界が通過しているため、開発区域界に合わせて整形な形に修正する必要がある、地形地物

[西条市]

- 10 臨海埋立地、149.0、公有水面埋立法に基づく埋立が完了した区域で、工場用地としての土地利用が確実であるため、公有水面埋立

(市街化区域除外箇所)

【図面番号、箇所名、面積（ha）、市街化区域を廃止する理由、備考】

[新居浜市]

- 1 1 惣開町、3.2、公有水面埋立計画の変更により、埋立地の面積が縮小したことから、陸域化の見込みのない区域について市街化区域から除外する。

II 市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発、保全の方針

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

近年、「瀬戸内しまなみ海道」及び四国縦貫自動車道の開通、並びに今治小松自動車道の整備促進等、交通ネットワークの整備に伴い、県内都市はもとより、全国各都市との関係も一層緊密化すると予想され、これに対応した工業の増進及び周辺の居住環境の保全と併せて多面的な都市環境の形成を図り、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る必要がある。

このため、農林漁業との健全な調和を図りつつ、定住圏として魅力ある田園工業都市を目指す。

(2) 都市計画区域の範囲

本都市計画区域の範囲及び規模は以下のとおりである。

【区分、市町名、範囲、規模】

東予広域都市計画区域、新居浜市、行政区域の一部、	9,998ha
西条市、行政区域の一部、	6,503ha
東予市、行政区域の一部、	4,484ha
小松町、行政区域の一部、	3,060ha
丹原町、行政区域の一部、	3,560 ha
合計	27,605ha

(3) 都市計画の目標

① 人口

平成 17 年の目標値は次のように想定する。

区分、	平成 2 年	平成 7 年	平成 17 年
都市計画区域内人口	241 千人、	240 千人、	238.3 千人
市街地内人口	118 千人、	121 千人、	121.2 千人
保留された人口	—	—	2.3 千人

② 産業

区分	平成 2 年	平成 7 年	平成 17 年
生産規模			
工業出荷額	9,955 億円、	10,263 億円、	12,343 億円
卸小売販売額	4,339 億円 (S63)、	5,172 億円 (H6)、	6,309 億円
就業者数			
第 1 次産業	9 千人 (8%)、	8 千人 (7%)、	5 千人 (4%)
第 2 次産業	46 千人 (40%)、	45 千人 (39%)、	46 千人 (39%)
第 3 次産業	59 千人 (52%)、	63 千人 (54%)、	68 千人 (57%)

③ 市街地の規模

市町名、市街地の面積 (平成 7 年、平成 17 年)

新居浜市、	2,492.1ha、	2,526.8ha
西条市、	1,159.3ha、	1,308.3ha
東予市、	634.0ha、	634.0ha
小松町、	212.4ha、	212.4ha
丹原町、	102.3ha、	102.3ha
合計	4,600.1ha、	4,783.8ha

2 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

① 業務地 (官公庁施設)

都市機能の充実を図るため市役所、国の出先機関等の立地する新居浜市の一宮地区、西条市の明屋敷地区及び喜多川地区は、今後も業務機能の集積を高め、土地利用の高度化を図るものとする。

② 商業地

(ア) 中心商業地

新居浜市の中心市街地、西条市大町地区及び東予市壬生川駅前周辺は、今後においても既

成市街地の整備と商業の活性化を一体的に図る。

(イ) 一般商業地

商業業務地の周辺部並びに新居浜市喜光地地区、東予市壬生川地区、小松町及び丹原町の既存の商業地は、地区の周辺商業地として機能の拡充を図るものとする。また新居浜市の都市計画道路新居浜駅港町線にそって路線商業を形成する。

③ 工業地

(ア) 既存工業地

化学、一般機械、電気機械、非鉄金属等を中心に、臨海部に工業地帯を形成している。これら既存の工業地については、周辺住宅地の環境に留意しつつ、今後とも既存工業地として維持する。

(イ) 新規に開発すべき工業地

新居浜市の黒島地区、西条市のひうち地区等の埋立地は工業地として整備開発するものとする。また、既存埋立地の残存する未利用地は、周辺の基盤整備により工場立地を進める。

④ 流通業務地の配置

本区域の流通業務地は運輸業等が立地する臨海部に位置し、今後、道路の整備と合わせ、物流の拠点として施設整備を進め、機能の充実を図る。

⑤ 住宅地の配置

(ア) 既成市街地の住宅地

既成市街地の住宅地については、土地利用の高度化を推進し、比較的高密度の住宅地として整備するほかその周辺部においては、低層住宅として良好な環境となるようその保全に努めるものとする。

(イ) 新規に開発すべき住宅地

新規に開発すべき住宅地については、新居浜市、西条市、東予市、小松町、丹原町では、既成市街地周辺地区にいずれも住環境の良好な住宅地を整備する。新居浜市の旦の上、西条市の下喜多川及び東予市の壬生川駅西地区は、土地区画整理事業により計画的に開発する。また、西条市の喜多川及び樋之口地区において地区計画により計画的に開発する。

(2) 市街地の密度構成に関する方針

① 地域内人口配分

市街地内の既成市街地、市街化進行地域及び新市街地における人口を次のとおり想定する。

地域区分、	平成7年、	平成17年
既成市街地、	75千人、	72.8千人
市街化進行地域		
新市街地	45千人、	48.4千人
人口フレームを保留する区域	—、	2.3千人
計	120千人、	123.5千人

② 密度構成に関する方針

各都市の中心商業地及び業務地においては、それぞれの地域の特性に応じた土地の高密度利用を図る。住宅地のうち既成市街地においては、良好な居住環境の維持改善に努めつつ中密度利用を図るほか、進行市街地及び新市街地においては、概ね低密度利用を図り、良好な住宅地の形成に努めるものとする。

(3) 住区構成とその整備の方針

住居の環境を良好に維持するため、適正な密度構成に従った住宅地の配分を行い、おおむね小学校区を基準として鉄道、河川、幹線道路等物理的な分断要素を勘案し、住区を設定する。既成市

街地内住区については、良好な住環境の維持向上に努め、道路、公園、教育施設、集会施設等必要な公共施設の整備に努める。また新市街地内住区については、コミュニティーの形成を考慮し、道路、公園等の適正配置を図り、良好な居住環境を形成するために都市施設の整備促進を図る。

(4) 市街化調整区域の土地利用の方針

① 優良な農地として保全すべき区域

本区域の西部地区は、肥沃な道前平野が広がり、県下有数の穀倉地帯であり、かんがい排水事業、ほ場整備事業が推進されている。これらの地域をはじめ農業生産性の高い集団農地については、優良農地として保全に努める。

② 災害防止上保全すべき区域

本区域の南部の森林地帯については、自然環境の保全と山林災害防止上から保全に努力するものとする。

③ 自然環境形成上保全すべき区域

本区域の背後の山地及び海岸寄りの丘陵地については、極力その優れた自然環境の保全に努めるものとし、自然地として特に必要な部分については、風致地区等の都市計画を定めるなど積極的に保全に努めるものとする。

④ 計画的な市街地整備の見通しがある区域

市街化区域に隣接した幹線道路沿線等の区域において、土地区画整理事業等計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点で、農林漁業との必要な調整を図りつつ、保留フレームの範囲内で市街化区域編入の検討を行う。

3 市街地の開発及び再開発の方針

(1) 基本方針

市街地開発事業等により公共施設の整備と居住環境の改善及び宅地の高度利用を図るとともに、計画的な市街地の整備開発を一層推進して遊休土地の有効利用を図り、良好な住宅地の供給に資するよう努めるものとする。特に、残存農地等未利用地については、土地区画整理事業の積極的な推進を図り市街地の面整備を実施するとともに、地区計画を策定して宅地化を促進し、良好な市街地の形成を図るものとする。

(2) 市街化進行地域及び新市街地の整備方針

① 市街化進行地域

既成市街地周辺において、既に市街化が進行しつつある地区については、公共施設の整備改善により良好な居住環境を確保するものとする。特に点在的未利用地については、地区計画を策定して、適正な公共施設等の整備が行われるよう規制指導するものである。

② 新市街地

新市街地については、土地区画整理事業を積極的に推進するとともに、民間や公的機関による開発行為についても計画的に誘導し、周辺地域と調和のとれた市街化が図られるよう努めるものとする。特に、新居浜市且の上、西条市喜多川、下喜多川及び樋之口地区については、先行的な整備を推進する。

(3) 既成市街地の再開発の方針

① 高度利用に関する方針

新居浜市、西条市及び東予市の商業業務施設が立地している地区については、建築物の高層化、不燃化を促進し、土地の高度利用を図るとともに、商業業務活動に必要な都市機能の向上に努めるものとする。

② 用途転換及び用途純化に関する方針

新居浜市、西条市及び東予市等の住宅地等に混在する中小工場は、臨海部の工業地へ移転誘導し、用途の純化に努める。

③ 劣悪な居住環境の改善に関する方針

既成市街地において、老朽狭小など住環境の悪化が進んでいる公営住宅等については、良好な住環境の形成を促進する。

④ 既存の工業地における公害防止に関する方針

新居浜市から東予市に至る臨海部の重化学工業地帯については、法的規制による環境保全対策により効果が現れ、工業地周辺の環境負荷は徐々に減少しているが、工業系以外の用途に立地する中小の工場については、まだ十分な対応がなされておらず、今後、これらの工場の適地移転を促進するものとする。

(4) 市街地整備の方針

既成市街地においては一層の都市施設の整備充実を図るものとする。また、市街化区域内で都市的未利用地が多く存する地域及び新市街地においては、積極的に土地区画整理事業を導入して公共施設の整備、良好な宅地の供給に努めるものとする。

(5) 重点的に整備すべき面的開発事業

土地区画整理事業、新居浜市、新居浜駅前地区

土地区画整理事業、新居浜市、旦の上地区

土地区画整理事業、西条市、下喜多川地区

土地区画整理事業、東予市、壬生川駅西地区

4 交通体系整備の方針

(1) 基本方針

本区域は、県の東部に位置し東西に走る四国縦貫自動車道及び国道 11 号を大動脈に、小松・今治を結ぶ国道 196 号及び西条から高知に向かう国道 194 号によってネットワークが形成されており、これらを体系的に整備することは本区域内の都市の発展上、重要な課題である。このため、今治小松自動車道、国道 11 号及び 196 号バイパス、国道 194 号並びに県道、市町村道の整備を計画的に推進するとともに、更に四国縦貫自動車道と臨海工業地帯を結ぶ道路の計画的な整備を促進し、高速交通時代に対応した道路交通体系の整備に努めるものとする。

(2) 整備水準の目標

市街地道路整備済み延長密度は、平成 11 年度末の $1.3\text{km}/\text{km}^2$ を、平成 17 年には $1.7\text{km}/\text{km}^2$ 、21 世紀初頭には $3.5\text{km}/\text{km}^2$ とすることを目標に整備する。

(3) 根幹的交通施設等の整備方針

①道路

本区域は、四国縦貫自動車道及び西瀬戸自動車道の開通により、今後さらに、広域交通の大幅な増加が予想される。この増大する広域交通に対処するとともに、区域内に集中発生する交通を円滑に処理するため、次の方針により、道路の骨格を強化するものとする。

(ア) 地域間交通を処理するため、国道 11 号バイパス、国道 196 号バイパス、国道 194 号、さらに今治小松自動車道の整備を促進するものとする。

(イ) 地区間交通を処理するため、主要地方道壬生川新居浜野田線を促進する。

(ハ) 都市内交通に対しては、各地区の集中発生、交通量の増大に対処して円滑に処理するため、土地利用計画と合わせて、幹線道路等都市内道路を適正に配置したネットワークを確保し、市街地の開発と整備を図りながら効率的な整備を促進する。

②駐車場

商業業務機能の集積の高い都心地区については、駐車需要に応じた施設の確保に努め、適正な配置

により利用サービスの向上を図るものとする。

③自動車ターミナル

都市部の通勤、通学などの流入交通の増大に対処し、都市内におけるバス交通の円滑化を図るため、バスターミナルなどの輸送施設の整備を図る。

④港湾

重要港湾である新居浜港及び東予港については船舶の大型化及び取扱貨物量の増大に対処し、物流機能の拡充強化を図るため、けい留施設、臨港交通施設、港湾環境整備施設等の整備を図るものとする。

⑤交通管理

都心部については、適正な交通規則により歩行者及び公共輸送機関の利便性を高め、良好な都市環境の形成に努める。

(4) 重点的に整備すべき根幹的交通施設等の整備方針

おおむね5年以内に実施することを予定する主要な事業は、次の通りとする。

【種別、名称】

- 道路、(都) 船屋阿島線
- 道路、(都) 西原松神子線
- 道路、(都) 新居浜駅港町線
- 道路、(都) 郷絵の端線
- 道路、(都) 大江橋高木線
- 道路、(都) 庄内坂井線
- 道路、(都) 西町中村線
- 道路、(都) 上部東西線
- 道路、(都) 駅前郷線
- 道路、(都) 安井船木線
- 道路、(都) 駅前滝の宮線
- 道路、(都) 新居浜駅菊本線
- 道路、(都) 新田高木線
- 道路、主要地方道、新居浜別子山線
- 道路、一般県道、金子中萩停車場線
- 道路、(都) 西条駅前朔日市線
- 道路、(都) 古川玉津橋線
- 道路、(都) 西条駅前干拓地線
- 道路、(都) 古川樋之口線
- 道路、(都) 楠浜北条線
- 道路、(都) 新地北条線
- 道路、(都) 北条新田高松線
- 道路、(都) 壬生川氷見線

5 自然環境の保全及び公共空地体系の整備方針

(1) 基本方針

区域内の公園緑地等公共空地については、長期的な観点から都市環境と緑地環境のバランスの保たれた街づくりを目指すため、生活環境の向上、景観の保全、市民のレクリエーション活動の促進及び災

害の防止等の機能を総合的に発揮できるよう配置し、安全で文化的な都市づくりを目標に整備する。

(2) 緑地の確保水準

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準として、平成 17 年の都市計画区域内人口 1 人あたりの目標水準を、 $21.0\text{m}^2/\text{人}$ とする。

(3) 緑地の配置計画の概要

① 環境保全系統の配置方針

- (ア) 新居浜市の郷山山麓、池田池周辺等について市街地の拡大を規制し、良好な都市環境を構成するなど、環境保全価値の高い緑地の保全を図る。
- (イ) 永納山緑地、武丈等の歴史的風土の保全上必要な緑地の保全を図る。
- (ウ) 市街地内に点在する樹林地、社寺境内等は、市民が身近に接することができる緑地として、これらの保全を図る。
- (エ) 国領川、室川等の河川は、環境保全価値の高い緑地であり、これらの保全整備を図る。

② レクリエーション系統の配置方針

- (ア) 住区基幹公園については、街区公園は誘致距離を基本として配置し、近隣公園は原則として近隣住区に 1 ヶ所、地区公園は 4 近隣住区に 1 ヶ所配置する。
- (イ) 都市基幹公園については、総合公園は新居浜市、西条市、小松町及び丹原町に配置し、運動公園は新居浜市、西条市及び東予市に配置する。
- (ウ) 広域公園については、適正な位置、規模で 1 ヶ所配置する。
- (エ) 特殊公園については、市街地内および周辺の文化財、史跡等の歴史的資源を取り囲む緑地、良好な樹林地及び水辺地等を利用して配置する。

③ 防災系統の配置方針

- (ア) 水害、土砂流出、傾斜地崩壊などの自然災害を防止する緑地として、保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域等を保全する。
- (イ) 都市災害に対処する緑地は、防災帯として国領川、東川、室川、加茂川、大明神川等を位置付けるほか、金子山緑地等を防災帯として配置する。
- (ウ) 避難地としては近隣公園以上の規模を持った公園緑地等を当てるものとし、避難路としては、避難計画に基づいて緑地等を配置する。
- (エ) 公害防止のため、臨海部の工業地帯と市街地部との間に緩衝緑地を配置する。

④ 総合的な緑地の配置方針

本区域における総合的な緑地配置計画は、新居浜市郷山から東予市永納山へ至る丘陵地と国領川、加茂川等の河川緑地を骨格とした格子環状型を基本とし、これに公園緑地等の公共空地、市街地内外の樹林地等を有機的にネットワークするよう配置する。

(4) 実現のための施策の方針の概要

① 公園緑地等の整備目標及び配置方針

都市公園など施設として整備すべき緑地については、平成 17 年において約 $21.0\text{m}^2/\text{人}$ とする。

② 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

良好な自然的環境の保全等を図るため、市街地内及び市街地に隣接した風致および景観がすぐれている箇所を保全するため、新たに風致地区の指定を図る。

(5) 重点的に保全または整備すべき主要な緑地、公共空地の保全整備計画

① おおむね 5 年以内に整備を行うべき主要な公園緑地等

(ア) 住区基幹公園として山根公園及び国領川緑地、並びに街区公園を年3ヶ所程度整備する。

(イ) 都市基幹公園として西条運動公園、東予市運動公園、小松中央公園及び丹原総合公園等の整備を図る

②おおむね5年以内に指定を行うべき主要な緑地保全地区等

市街化区域内及び市街化区域に隣接した風致および自然環境が特にすぐれた地区を選定し、計画的に新規指定を行うものとする。

6 下水道および河川の整備方針

(1) 基本方針

①下水道

本区域における居住環境の整備及び公共用水域の水質保全に資するため、市街地については、公共下水道事業の早期完成を目指す。また、雨水による市街地の浸水被害を防止するため、雨水ポンプ場及び雨水渠の整備を推進する。

②河川

近年都市化の進展とともに流出率が上昇しつつあることから、河川改修を積極的に推進すると同時に、市街地の開発にあたっては総合的な治水対策を講じながら河川改修を図る。

(2) 整備水準の目標

①下水道

公共下水道の平成11年度末の総人口普及率は41.4%であるが、平成17年には62.7%、長期的には、市街化区域については、全域下水道を整備し、市街化区域以外の区域については、密集集落、集居集落について下水道を整備すること等により、普及率を総人口に対し概ね85%を目標として整備に努める。

②河川

河川改修については、緊急度の高い河川から順次整備を行い、長期的には、開発と整合した計画的な河川改修を図る。

(3) 下水道および河川の整備方針

①下水道

公共下水道は、既成市街地及び周辺市街地において優先的に整備するとともに、新市街においても計画的な整備に努め、良好な生活環境の確保と水域の水質保全を図る。また、市街化区域以外の区域においても、密集集落等について下水道を整備する。

②河川

市街化に伴う雨水流出量の増大に対応するため、2級河川の尻無川、中山川、及び国領川の整備を推進し、治水および災害防除に努めるとともに、河川環境の整備と保全に努める。

(4) 重点的に整備すべき公共施設の整備方針

本区域における水害を解消し、都市の生活環境の向上を図るため、新居浜公共下水道、西条市公共下水道、東予市・丹原町公共下水道（壬生川地区、丹原地区）等の下水道、尻無川、国領川及び中山川等の河川の整備を図る。

7 その他の公共施設の整備方針

(1) 整備水準の目標

都市の住民が健康で文化的な都市生活を営む上で欠くことのできない水道、ごみ処理場、汚物処理場等の供給処理施設、学校、図書館等の教育文化施設、病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設、市場、と畜場、火葬場等の都市施設については、既存施設の有効活用に努めるほか設備の近代化を進め、市街地の拡大、人口の増加に適切に対応し、施設の整備充実に努めるものとする。

(2) 主要な公共施設の整備方針

①ごみ処理施設

増大するごみに対処し、分別収集方式の充実と省資源の意識高揚を図るとともに、ごみ焼却場施設の近代化等整備充実を図る。

②卸売市場

増加する生活関連物資の円滑な流通を図り、物価の安定と生活の向上を推進するため、卸売市場の機能充実を図る。

③小・中学校

既存の小・中学校の充実につとめるとともに、児童生徒数の増加に対応して適正な規模による教育環境の向上を図る。

④その他の中核的施設

社会、文化活動の養成、健康の維持及び増進等に資するため、文化会館、コミュニティセンター、各種スポーツ施設の整備を推進する。

(3) 重点的に整備すべき公共施設の整備方針

新居浜市の西中学校のほか、小中学校や教育施設の整備を図る。

8 公害防止又は環境の改善の方針

(1) 基本方針

本区域の公害対策においては、「東予地域公害防止計画」の策定や、大気および水質の上乗せ排出基準の設定、総量規制の導入などによる発生源対策や都市環境の整備などの諸施設を総合的、計画的に実施した結果、煤煙による大気汚染や工場排水による水質汚濁などの産業公害は全般的に改善されてきているが、引き続き自動車排ガスによる大気汚染や生活排水等による河川・海域の汚濁、廃棄物の増大などの都市・生活型公害の防止を図るとともに、都市再開発用地造成事業、港湾整備事業等による住工分離施策により総合的な公害防止対策の推進を図る。

(2) 公害防止又は環境の改善のための施策の概要

① 土地利用対策

工業地については、生産環境を整備するとともに、工場・事業場周辺に植樹帯を設置するなどの周辺環境の保全を図る。また、工場・事業場等の建設にあたっては、構造物の形状、色彩等が周辺の景観と調和するよう配慮する。また、先端産業の振興・育成に際しては、有害化学物質による環境の汚染防止に努める。さらに自動車交通量の増加による沿道の大気汚染、騒音・振動等を防止するため、環境監視体制の充実、道路環境の整備等の推進を図る。

② 廃棄物対策

産業廃棄物については、資源リサイクル活動の推進にあわせ、廃棄物の広域的処理と適正管理、廃棄物の不法投棄防止、及び最終処分場の安定的な確保等の諸政策を推進する。

参考として定める事項

(1) 保留された人口フレーム（単位；人）

区分、	平成 7 年	平成 17 年
都市計画区域内人口	239,923	238,300
市街地内人口	120,523	123,500
配分する人口	—	121,200

保留する人口フレーム	—	2,300
特定保留	—	—
一般保留	—	2,300

第 778 号議案 東予広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 3, 2, 1 号新居浜駅港町線ほか 34 路線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、車線の数、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3, 2, 1、新居浜駅港町線、新居浜市坂井町 2 丁目、新居浜市港町、(新居浜市一宮町 1 丁目)、
約 3,220m、地表式、6 車線、32m、幹線街路と平面交差 4 箇所

車線の数の内訳、2 車線、約 1,010m、6 車線、約 2,210m、

なお、新居浜市坂井町 2 丁目地内に約 7,100m²の交通広場を設ける。

幹線街路、3, 2, 2、安井船木線、小松町大字安井字久保田、新居浜市船木字下長野、(東予市玉之江、
西条市船屋)、約 3,1340m、4 車線、30m

車線の数の内訳、4 車線、約 2,6160m、6 車線、約 5,180m、

内訳、東予市玉之江、小松町新屋敷、約 470m、嵩上式、25m

西条市氷見、西条市禎瑞、約 540m、嵩上式、25m

西条市禎瑞、西条市古川、約 880m、嵩上式、26m

西条市飯岡、西条市飯岡、約 410m、嵩上式、25m

新居浜市西喜光地町、新居浜市星原町、約 920m、嵩上式、47m、約 28,120m、地表式、
25～40m、JR 予讃線と立体交差、自動車専用道路と立体交差 1 箇所、幹線街路高木中
筋線と立体交差、幹線街路駅裏中筋線と立体交差、幹線街路と平面交差 7 箇所

幹線街路、3, 4, 3、駅前滝の宮線、新居浜市坂井町 2 丁目、新居浜市滝の宮町、(新居浜市政枝町 1 丁
目)、約 1,150m、地表式、2 車線、20m、幹線街路と平面交差 2 箇所

幹線街路、3, 4, 4、西町中村線、新居浜市西町、新居浜市中村 4 丁目、(新居浜市一宮町 2 丁目、横水
町、中村 1、2、3、4 丁目)、約 5,440m、地表式、2 車線、20m、JR 予讃線と立体交差、
幹線街路と平面交差 8 箇所

幹線街路、3, 3, 5、船屋阿島線、西条市船屋字西山越、新居浜市阿島字三喜一番浜、(新居浜市一宮町
1 丁目、又野 1 丁目)、約 14,790m、地表式、4 車線、22m、幹線街路と平面交差 6 箇所

幹線街路、3, 4, 6、駅前郷線、新居浜市坂井町 2 丁目、新居浜市郷 2 丁目、(新居浜市郷 5 丁目)、約 2,890m、
地表式、2 車線、16m、幹線街路平形外山線と立体交差、幹線街路と平面交差 1 箇所

幹線街路、3, 4, 7、岸の下且の上線、新居浜市萩生字岸ノ下、新居浜市萩生字且ノ上、(新居浜市萩生)、
約 1,330m、地表式、2 車線、16m、幹線街路と平面交差 1 箇所

幹線街路、3, 4, 8、平形外山線、新居浜市平形町、新居浜市外山町、(新居浜市庄内町 2、3、6 丁目、
下泉町 1、2 丁目、岸の上町 1、2 丁目)、約 3,440m、地表式、2 車線、16m、JR 予讃線と
立体交差、幹線街路駅前郷線と立体交差、幹線街路と平面交差 1 箇所

幹線街路、3, 4, 9、郷檜の端線、新居浜市郷 1 丁目、新居浜市船木字檜ノ端、(新居浜市郷 4 丁目、観
音原町、東田 1、3、2 丁目)、約 3,700m、地表式、2 車線、16m、JR 予讃線と立体交差、
幹線街路と平面交差 2 箇所

幹線街路、3, 4, 10、下泉中村松木線、新居浜市下泉町 2 丁目、新居浜市中村松木 2 丁目、(新居浜市下

- 泉町1丁目、坂井町3丁目、中村松木1丁目)、約2,130m、地表式、2車線、16m、幹線街路と平面交差2箇所
- 幹線街路、3,4,11、上部東西線、新居浜市西連寺町2丁目、新居浜市大生院字岸影、(新居浜市篠場町、上原2、3丁目、萩生)約4,970m、地表式、2車線、16m、幹線街路と平面交差2箇所
- 幹線街路、3,5,14、磯浦新田線、新居浜市磯浦町、新居浜市新田町1丁目、(新居浜市新田町3丁目)、約1,750m、地表式、2車線、12m
- 幹線街路、3,5,16、河内町港町線、新居浜市河内町、新居浜市港町、(新居浜市前田町、西原町1、2丁目、中須賀町2丁目、西町)、約3,040m、地表式、2車線、15m、幹線街路と平面交差3箇所
- 幹線街路、3,6,18、高木・中筋線、新居浜市高木町、新居浜市中筋町1丁目、(新居浜市西喜光地町、喜光地町1、2丁目、中西町)、約3,970m、地表式、2車線、11m、JR予讃線と立体交差、幹線街路安井船木線と立体交差、幹線街路と平面交差3箇所
車線の数の内訳、2車線、約2040m、4車線、約1930m
- 幹線街路、3,6,21、湊町松神子線、新居浜市港町、新居浜市松神子2丁目、(新居浜市沢津町2丁目、八幡1丁目、垣生1、2丁目)、約4,980m、地表式、2車線、11m、幹線街路と平面交差2箇所
- 幹線街路、3,4,28、西条駅前朔日市線、西条市大町字福森、西条市朔日市字若洲、(西条市東町、新田)、約2,810m、地表式、2車線、20m、幹線街路と平面交差3箇所
なお、西条市大町地内に約3,800m²の交通広場を設ける。
- 幹線街路、3,4,30、クラレ南通り線、西条市朔日市字秋吉、西条市朔日市字若洲、約710m、地表式、2車線、16m
- 幹線街路、3,5,31、国道朔日市線、西条市大町字小川、西条市ひうち字西ひうち、(西条市朔日市、新田)、約4,370m、地表式、2車線、15m、JR予讃線と平面交差、幹線街路と平面交差2箇所
- 幹線街路、3,5,32、国道西条港線、西条市大町字加茂新地、西条市樋之口字八町、(西条市神拝、明屋敷)、約2,870m、地表式、2車線、15m、JR予讃線と立体交差、幹線街路と平面交差4箇所
なお、西条市樋之口地内に約2,700m²の交通広場を設ける。
- 幹線街路、3,5,35、加茂川大橋福武線、西条市大町字加茂新地、西条市福武字沢ノ前、約1,780m、地表式、2車線、12m
- 幹線街路、3,5,36、古川樋之口線、西条市古川字喜三衛、西条市樋之口字龍出、約930m、地表式、2車線、12m
- 幹線街路、3,6,37、西条駅前下島山線、西条市大字大町字福森、西条市下島山字井ノ上、(西条市明神木、玉津)、約2,660m、地表式、2車線、11m、幹線街路と平面交差1箇所
- 幹線街路、3,2,38、壬生川氷見線、東予市壬生川、西条市氷見字大黒新田、(東予市北条)、約5,190m、地表式、4車線、30m、幹線街路と平面交差2箇所
- 幹線街路、3,4,39、駅前通り線、東予市三津屋南、東予市三津屋、約1,000m、地表式、2車線、20m、幹線街路と平面交差1箇所
なお、東予市三津屋南地内に約3,200m²の交通広場を設ける。
- 幹線街路、3,4,40、新地北条線、東予市壬生川、東予市北条、(東予市三津屋南)、約2,090m、地表式、2車線、18m、幹線街路と平面交差2箇所
- 幹線街路、3,4,41、大新田円海寺線、東予市大新田、東予市円海寺、(東予市壬生川)、約1,580m、地表式、2車線、16m、JR予讃線と立体交差
- 幹線街路、3,4,42、東予港丹原線、東予市北条、丹原町北田野、(東予市周布、丹原町願連寺)、約7,210m、

地表式、2車線、16m、JR予讃線と立体交差、自動車専用道路と立体交差1箇所、幹線街路と平面交差4箇所

幹線街路、3,4,43、楠浜北条線、東予市楠、東予市北条、(東予市三芳、国安、周布)、約6,300m、地表式、2車線、16m、JR予讃線と立体交差、自動車専用道路と立体交差2箇所、幹線街路と平面交差1箇所

幹線街路、3,4,44、壬生川駅福王院線、東予市三津屋南、東予市北条、約1230m、地表式、2車線、16m、幹線街路と平面交差1箇所
幹線街路、3,4,46、北条新田高松線、東予市北条、丹原町高松、(東予市周布)、約6,940m、地表式、2車線、16m、JR予讃線と立体交差1箇所、自動車専用道路と立体交差1箇所、幹線街路と平面交差1箇所

幹線街路、3,4,47、下町線、丹原町池田、丹原町今井、約760m、地表式、2車線、16m

幹線街路、3,4,48、今井北田野線、丹原町今井、丹原町北田野、約540m、地表式、2車線、16m

幹線街路、3,4,49、妙口氷見線、小松町大字妙口字大垣、西条市氷見字走釣、(小松町大字新屋敷)、約5,230m、地表式、2車線、16m、自動車専用道路と立体交差1箇所

幹線街路、3,4,50、北川南川線、小松町大字北川字松ノ丁、小松町大字南川字天王、約520m、地表式、2車線、16m

幹線街路、3,4,51、大久保北都谷線、小松町大字妙口字大久保、小松町大字妙口字北都谷、約380m、地表式、2車線、16m

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由書

平成10年度の都市計画法改正に伴い、道路については車線数を都市計画に定めることとなったため、その手続きを行い、事務の簡素化と一層の地方分権を図るものである。

その他議案

愛媛県都市計画区域マスタープラン策定専門部会の設置について

議事録(質疑のみ)

776号議案

委員：長浜町のような川沿いでは下水道は合併浄化槽より10倍高いため、山間地等ではそのような文言を入れた方が良い。

事務局：線引都市計画区域では、整備、開発又は保全の方針についての記載が必要だが、長浜都市計画区域は線引都市計画区域ではなく、都市計画区域の拡大のため、方針の記載はない。

777号議案

委員：新居浜市や西条市については、数字が上がってきているが、東予市、小松町、丹原町については数字が上がってないのはなぜか。

事務局：市街化編入の基準を満たす地区がなかった。なお、東予市、小松町、丹原町からは異存がないとの回答を得ている。

委員：市街化編入について、線引き後に用途地域を定めることになっているが、今後の指定の予定を聞きたい。

事務局：新居浜市及び西条市については、決定権者が市町村であり、県が行う線引きの決定に合わせて、同時に都市計画決定することになっている。

第 117 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 14 年 2 月 8 日）

第 779 号議案 東予広域都市計画臨港地区の変更（愛媛県知事決定）

都市計画新東予臨港地区を次のように変更する。

【名称、面積、備考】

東予臨港地区、約 530.0ha、新居浜市、約 185.8 ha、西条市・東予市、約 344.2 ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由書

東予港中央地区に位置する禎瑞地域は、昭和 39 年の港湾計画（新規）にて東予港における物流の集約化のため、公共ふ頭の背後関連用地として整備を計画したことと、昭和 39 年の東予新産業都市の指定に伴い東予港の臨海部に工業用地の確保を計画したことにより、昭和 40 年に臨港地区に指定した。（港湾区域の変更に伴い、昭和 45 年に臨港地区を変更）しかし、社会情勢等の変化により、昭和 62 年の港湾計画改訂にて禎瑞地域の公共ふ頭計画を削除するとともに、平成 8 年の新産業都市基本計画にて工業用地の確保を他の地区へ変更したことにより、禎瑞地域において港湾としての整備計画の見通しが無い状況となった。一方、禎瑞地域周辺は、西条市を代表する稲作地帯であり、県では平成 12 年度から土地改良事業（補助）に着手しており、補助事業である土地改良事業を導入するためには、農振法の規程により、臨港地区の指定解除後、農用地区域の指定を行う必要がある。そのため、禎瑞地域における現在の土地利用状況及び将来の土地利用計画を踏まえ、臨港地区の指定を解除するものである。

第 780 号議案 松山広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 3,4,69 号土手内中西外線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、車線の数、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線道路、3, 4, 69 土手内中西外線、北条市土手内字大町、北条市中西外字末元、（北条市辻及び中西内）、約 960m、地表式、2 車線、16m、四国旅客鉄道予讃線と立体交差、幹線街路辻下難波線と平面交差

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

土手内中西外線は、北条市の中心市街地と主要な幹線道路である 3,3,2 平田町下難波線（国道 196 号松山北条バイパス）を東西方向に結ぶ街路として計画決定されたが、路線途中に於いて市街地を南北に縦断している四国旅客鉄道予讃線と交差することから、市街地分断や踏切事故等の解消のために鉄道と立体交差（アンダーパス）する構造となっている。北条市では本路線を中心市街地活性化のための根幹的施設と位置付け、早期事業化に向けて再検討したなかで、交差箇所には線路切り替えポイントがあることに留意し仮設軌道を敷設する工法等の採用を考えたが、当該箇所が JR 伊予北条駅構内にあるうえに、事業用地の確保（現況の街並みが喪失される）や事業費の高騰による費用対効果の低下が懸念されるため、オーバーでの立体交差構造に変更することが現実的で実効性のあるまちづくりを推進するものである。この変更に伴い、歩行者や自転車利用者などは歩道橋を渡って線路を横断することになるとともに、予讃線西側に於いて既存道路の機能回復のために計画していた副道の本線道路との取り付け位置が変更（3,4,71 河原下難波線[県道湯山北条線]との交差点手前で土手内中西外線に接続するようにしていたものを、直接、河原下難波線に接続するように変更）になるが、周辺の土地利用や環境には何ら支障をきたさないものである。ま

た当該地域は地下水位が高く、集中豪雨時における冠水による通行止等が懸念されていたが、今回の見直しにより、災害時の緊急輸送路としての役割を確実に果たすことになり、安心して暮らせる魅力的なまちづくりに寄与するものである。また、交差道路との円滑な接続や現存する道路敷地の有効利用のために道路線計を変更するとともに、適切な交差点処理を行うために交差点計画も合わせて見直すものである。

第 781 号議案 松山広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中 5,7,4 号北条公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

総合公園、5,7,4、北条公園、北条市萩原、浅海原、庄、上難波、中通、下難波（地先公有水面を含む）及び大浦（地先公有水面を含む）、約 345.6ha、

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

5,7,4 号北条公園は、俵原池及び恵良山など風光明媚な一帯を昭和 47 年に都市計画決定したものであるが、昭和 48 年には隣接する大浦海岸などを含めた区域拡大を行い、現在では国道 196 号を挟む形で約 343.8ha が総合公園として都市計画決定されている。公園区域には、北条市スポーツセンターとして各種スポーツ施設が整備されているほか、瀬戸内海を眺望できる波妻の鼻や大浦海岸海水浴場があり、北条市のレクリエーション機能の中核施設として、利用人口も年々増加傾向にあり、逐次整備を進めているところである。こうした中、公園区域内に、昭和 43 年以来、屋外プールを開設していたが、老朽化が著しいことに加え、市内各所に整備されたプールや立岩海岸等の自然海浜への利用転換が顕著であり、十分機能を果たせない状況となったことから、屋外プールの廃止を決定し（平成 13 年北条市議会で廃止条例可決）、今回、これら敷地を公園区域から削除するものである。一方、公園機能低下の防止と施設の拡充を図るため、国道 196 号バイパス工事から発生した残土の処理用地（面積 2.8ha）を公園区域に編入し、自然体験型公園として拡張整備するものである。なお、公園への唯一のアクセス道路である国道 196 号の視距改良事業（線形改良、歩道設置、駐車場整備）を行うが、絶好のロケーションの活用、周辺施設との一体整備の有効性を考慮した際、公園に隣接する区域に、公園利用の駐車場と一体的かつ公園機能に支障のない範囲で、地域活性化施設（道路情報、観光案内、地元特産品展示販売）、トイレ、休憩施設等を備えた「道の駅」を整備することとなった。これについては、屋外プールの跡地利用を含めた整備計画を検討していたところであり、公園機能の一層の充実を図る観点からも、地域活性化促進策としての「道の駅」を整備することは最適なものである（公園区域の削除面積の合計は、視距改良事業による削除分も含め約 1.0ha）。

第 782 号議案 八幡浜都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路に 1,4,1 号自動車専用八幡浜保内線を次のように変更する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、車線の数、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造）、備考】

自動車専用道路、1,4, 1、自動車専用八幡浜保内線、八幡浜市大字大平、八幡浜市大字大平、（八幡浜市大字向灘字高畔）、約 990m、4 車線、（9.5+9.0）～（10.5+9.5）m

内訳、八幡浜市大字向灘字高畔、八幡浜市大字大平、約 380m、地下式、（9.5+8.5）m

約 610m、地表式、（9.5+9.0）～（10.5+9.5）m

なお、起点部に出口 2 箇所、入口 2 箇所を設ける。終点方向入口及び出口、起点方向入口及び出口

理由書

本路線は、太平洋新国土軸の一部を担うものであり、八幡浜市と保内町を結ぶ国道 197 号の渋滞対策と地域経済の活性化を図る自動車専用道路として平成 10 年 1 月に都市計画決定したものである。また、地方拠点都市の指定を受けた大洲市、八幡浜市等を含む地域の広域高速交通網を担う主要幹線道路として自動車交通の高速かつ安全で円滑な処理と交流拠点都市としての交流人口の増大を図るものであり、都市計画決定後、直ちに事業化され道路詳細設計や用地買収に着手している状況である。建設工事に先立ち、詳細設計における地質調査の結果、剥離しやすい黒色片岩、風化が進行した緑色片岩が多く存在し、割れ目が発達し強風化が進んだ脆弱なものであることが確認されたことから、切土部において勾配を緩和し、法面の安定を確保するため区域の一部を拡大するものである。また、市内への出入り部となる八幡浜インターチェンジの詳細設計の結果、高架下部において現道（国道・県道・市道）と立体交差する構造となることから、橋脚の大きさや安定性等に必要な用地として、一部区域の拡大変更を行うものである。

第 783 号議案 保内都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路に 1,4,1 号自動車専用八幡浜保内線を次のように変更する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長）、構造（構造形式、車線の数、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造）、備考】

自動車専用道路、1,4,1、自動車専用八幡浜保内線、保内町須川、保内町喜木、約 1,900m、4 車線、(9.5+9.0) ~20.5m

内訳、須川、喜木、約 1470m、地下式、(9.5+8.5) m、約 430m、地表式、(9.5+9.0) ~20.5m

なお、終点部に出口 1 箇所、入口 1 箇所を設ける。終点方向に出口、起点方向に入口、3,5,1 名坂川之石線に接続

理由書

本路線は、太平洋新国土軸の一部を担うものであり、八幡浜市と保内町を結ぶ国道 197 号の渋滞対策と地域経済の活性化を図る自動車専用道路として平成 10 年 1 月に都市計画決定したものである。また、地方拠点都市の指定を受けた大洲市、八幡浜市等を含む地域の広域高速交通網を担う主要幹線道路として自動車交通の高速かつ安全で円滑な処理と交流拠点都市としての交流人口の増大を図るものであり、都市計画決定後、直ちに事業化され道路詳細設計や用地買収に着手している状況である。当初盛土工法を計画した箇所において、詳細設計にともなう地質調査を行ったところ沖積低地部において比較的緩い砂質土層や砂礫層、また軟弱な粘土層が分布し、その層厚は厚いところで約 30m に及んでいることが判明し、地盤が軟弱であることから工法の再検討を行った結果、平坦地が少ないうえ八幡浜市のベッドタウンとして近年、住宅立地の著しい当地域での土地の有効利用が図れていること、また、盛土工法を用いる際には地盤改良により工事費の増大が必要であること等を考慮すると、高架方式が最適と判断されることから構造変更にとまなう区域の削除を行うものである。

第 784 号議案 金城産業株式会社産業廃棄物処理施設の位置について

（建築基準法第 51 条ただし書きに基づく審議）

【名称、位置、面積、用途、備考】

〇〇株式会社、松山市、1,982.1m²、産業廃棄物（廃プラスチック類、木くず）の破碎施設、建築面積 438.92 m²、1. 申請人、〇〇株式会社、代表取締役、2. 処理方法及び能力、（1）破碎処理、（2）処理能力、廃プラスチック類 22.64t/日、木くず 15.12 t/日

「区域は計画図表示のとおり」

理由

〇〇株式会社は、昭和 50 年より産業廃棄物の収集運搬業と金属くず、廃プラスチック類。ガラスくず及び陶磁器くずの圧縮または切断の中間処分業を営んでおります。近年、産業廃棄物の最終処分場の容量不足やリサイクルが叫ばれる中で、時代の流れに沿った中間処分業を目指すため、主に廃自動販売機、廃家電を対象として、金属くずは溶融して鉄鋼原料に、廃プラスチック類は主にセメント生成における補助燃料として、木くずは合成ボードの原料に、紙くずは製紙原料にするなど、リサイクルを促進するため産業廃棄物の破碎選別施設を設置し、再利用の促進を図るものであります。当該地域は、工業専用地域であるため騒音・振動の規制地域ではありませんが、防音ボードを設置する他、粉塵対策として散水やバグフィルター（ほこり取り機）設備を備えており、周辺環境を考慮した施設として計画されております。

第 785 号議案 株式会社松山パーク産業廃棄物処理施設の位置について

(建築基準法第 51 条ただし書きに基づく審議)

【名称、位置、面積、用途、備考】

株式会社〇〇、松山市、7,762.4m²、産業廃棄物の焼却施設、1,019.92m²、1. 申請人、株式会社〇〇、代表取締役、2. 処理方法及び能力、(1) 焼却処理、(2) 処理能力、44.7t/日×1 基

「区域は計画図表示のとおり」

理由

株式会社〇〇では、現在 3 期の焼却施設により合計 14.9t/日の能力で、木くず・紙くず・繊維くず・動植物性残渣・廃プラスチック類・廃酸・廃アルカリ・汚泥・廃油などの産業廃棄物と、感染性廃棄物などの特別管理産業廃棄物の焼却処理を行っていますが、そのうち、昭和 58 年、59 年に許可を受けた施設は、焼却炉の標準的な耐用年数 15 年を超えており、老朽化や損耗が激しくなっております。また、平成 9 年 12 月 1 日に改訂された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による規制強化によって、新規の施設は改定日より、また、既存の施設は平成 14 年 11 月 30 日までの猶予期間を経た後、構造基準として、外気と遮断してのごみ投入や、800 度以上の燃焼温度、燃焼ガスを速やかに 200 度以下にする施設などが新たに必要となると共に、新たに各種測定装置を設置し維持管理することが必要となります。加えて、平成 11 年 7 月 16 日制定の「ダイオキシン類対策特別措置法」により、既存の施設は平成 14 年 12 月 1 日から排出物規制が強化されるため、現有施設の軽微な改善工事では、法改正の基準に対応できない状況にあります。そこで、施設の老朽化と排出物規制に対応するため、現在の施設をすべて廃止し、新たに周辺環境に配慮した焼却施設を隣接する本位置に建設するものです。

その他「第 1 回愛媛県都市計画区域マスタープラン策定専門部会の結果」報告

議事録（軽微な質義は除く）

第 780 号議案

事務局:縦断勾配はアンダーパス 6~7%からオーバーパス 9%になる。自転車歩行者道の勾配については、車椅子利用者に配慮して最急勾配を 6%におさえている。

委員：直接この件に関係しないが、北条バイパスは「腰折れ」の下を通して、JR 浅海方面に抜けることになっているか。

松山工事事務所長：現時点では計画はない。将来的には検討する必要があるとは思っている。

委員：カーブを取って旧国道に出ており、出た地点も交通の難渋する区域である。直線で「腰折れ」の下を通して浅海に抜けることに大いに期待している。

第 782 号議案、第 783 号議案

事務局：大部分は切土勾配を緩く変更したため拡大する。当初、平地の少ないところであるので極力支障家屋を少なくするため、テールアルメ工法を用いた垂直壁としていたが、地質が良くないことから盛土工法に変更した区域を拡大する。トンネル坑口付近の形状変更により一部切土区間を削除する。保内町では排水工の設置により拡大する。当初計画では、トンネル掘削の残土処理を兼ねた盛土工法としていたが、ボーリング調査により軟弱層と判明したため、盛土から高架に変更し、それによって一部区域を削除する。高架にすることによって、断面変更になり、工費も安価で、用地も縮減できる。なお、高架区間は住居地域であるので、副道を設け土地利用の便を図る。

委員：第 783 号議案は、盛土が高架に代わり、副道が当初はなかったが高架にすれば下に副道を設けられるが、盛土工法が高架に代わらねばならぬ程の重大な支障があったのか。

事務局：盛土工法と変更工法について、事業費等の検討を行った結果、用地・工事費を合わせて、盛土工法は 37 億円、高架工法は 33 億円で事業費は 4 億円の減になる。また、土質調査の結果、軟弱層が 30m くらいあり、地盤改良しないと圧密沈下が生じることも考慮した。

委員：これだけの大きな事業の設計、調査の結果、事業費が何億も、というのは理解できない。

事務局：軟弱対策のために事業費が上がったこともあるが、当地は非常に土地が狭いこともあり、用地を必要最小限に抑えられることもあって、このように変更した。

委員：盛土にすることは、傾斜のある高低差の大きい土地の狭い所ですから、盛土のために切土を持ってくると平地になり、地盤の固い住宅地が造成できる。相当な面積の土地が出来るので、その効果を勘案すると盛土が高架よりも金がかかるとは言えない。一方的に高架がいいとは理解できない。

事務局：この盛土の土はトンネルの残土を入れる計画で、新たに山を切って平地ができるのではない。高架にすることで両側に 5m ずつ用地が減るので、支障家屋の移転にも都合がよい。

委員：5m ではとても家が建つことにはならない。

事務局：この 5m だけでなく、周辺の土地も合わせて活用できるということです。

委員：それなら、トンネルの廃土はどこへ持ってゆくのか。

事務局：保内町の谷埋めに持ってゆき、そちらで活用すると聞いている。

第 784 号議案

委員：工業専用地域に建設されるので、位置には問題はないが、南の方にはかなりの人家がある。これらの住民からの要望や意見はないか。

事務局：近くに帝人今出社宅がある。ここは工業地域で住宅は建てられるので、同意書を取っている。

第 785 号議案

事務局：松山市の都市計画審議会では、支障はないとの意見である。また、松山市では、利害関係者の意見及び生活環境影響調査結果等を踏まえた審査会として、松山市廃棄物処理施設設置審査会が 2

月6日に開催され、廃棄物の処理、大気汚染等の環境の観点から審査されております。

委員：松山市がそこまでの条件をつけているのに、ここで審議することについて、事務局はどう考えているのか。

事務局：この場合、まず、松山市廃棄物処理施設設置審査会で環境の観点から審査し、条件をつきで支障がないと判断している。次に、松山市都市計画審議会でも都市計画の観点から審議している。ここで（県の）都市計画審議会の議を経ると、次は松山市が建築許可を出すことになる。

委員：私も市の都市計画審議会や松山市廃棄物処理施設設置審査会に出席したが、地元住民が、非常に不安を持っている。それが解消されないうちに議案を審議することは、時期尚早ではないか。

委員：私も市の松山市廃棄物処理施設設置審査会に出席した。私どもは技術的な観点から審査しており、新しい基準に合うよう改良させている。審査会としては環境影響評価により許容範囲内と判断した。しかし、住民にはその内容が理解できない。不満があることは良くないので、不安を取り除くよう十分な説明をして欲しいとの参考意見を述べた。

委員：都市計画審議会としては位置の問題としての判断である。例えば“施設の位置については、都市計画上支障はないが、申請者に対し建築許可の際は周辺住民の十分な理解を得るよう指導する”ことを附帯意見としてはどうか。

委員：住民は不安を感じているが、具体的な内容は理解していないのが実態であろう。しかし、一番大切なことは住民の不安であり、この審議会ですべて解決となれば、住民の意向を大切にすることになるのではないか。

委員：地域住民の不信が出ると、收拾がつかなくなる。

議長：市の都市計画審議会では支障はないと判断しているが、県の都市計画審議会では、更に審議し、（市の）審議会に建築許可を与える際に、意見を述べる事が出来るとなっている。そこで、建築許可の際は周辺整備と十分な理解を得るよう指導する”ことを附帯意見として、原案を可決、決定してはどうか。

委員：やはり住民に十分説明し、同意を得ることは行政側の責任ではないか。そこで、松山市にその対処を十分やっていただき、その結果を持って（県の）都市計画審議会が判断すべきではないか。

委員：松山市が住民の同意を取り付けられた段階で許可を与えるということで会長に一任してはどうか。

委員：（県の）都市計画審議会の権能として、差し戻し等ができるのか。その権能を踏まえたうえで住民の意思に添うような結論をえるべきだ。

都市計画課長：都市計画審議会の権能としては、位置が適当か否かを審議していただくことである。ただし、この施設の設置に対して、多くの方が反対している場合もあれば若干の人の反対の場合もあり、その点については、松山市廃棄物処理施設設置審査会で議論している。（県の）都市計画審議会としては、位置としては正しいという意見をいただければありがたい。

議長：建築許可は松山市が出すのか。

事務局：そうです。

議長：そうすると、県の都市計画審議会としては、“住民の了解なしに建築許可を出してはいけない”とまでは言えない。

事務局：松山市にも権能があり、建築許可は松山市の権限であるので、それを県が一方的に“やめてくれ”とは法的には言えない。

議長：県の都市計画審議会としては、“申請者に対して、周辺住民の十分な理解を得るよう指導することを条件に、その上で建築許可を考えてください”というふうに附帯することで、この建築許可同意申

請については、可決、決定することで良いか。

委員：異議なし。

その他「第1回愛媛県都市計画区域マスタープラン策定専門部会の結果」報告

委員：都市計画区域マスタープラン策定専門部会に市町村の市街化調整区域の関係の声が反映できるような方に入ってほしい。また、この会は年間何回開催するのか。

幹事：調整区域の代表、例えば首長さんを入れるべきとの意見については、おおきな意味で利害関係が入るので、この会に入るのではなく、私どもが首長さんにお伺いして御意見を聞かせてもらい、それを専門部会にお伝えしたい。専門部会は、大きく客観的に見える、より公平な方々で運営したい。回数については2カ月に1回とか場合によっては1カ月に1回とか多く開きたい。

委員：私が申し上げた市町村代表は、首長ではなく、調整区域の実情を知っている方のことであり、それによって決議をどうこうという考えではない。概ね5年に1回の区域変更というだけでは地域の振興は図れない。現在、農山村の公共事業が抑制されて都市に集中している。区域の変更や開発許可が知事の権限でできるなら、それを活用すべきである。

幹事：委員の言われたことを、十分考えさせていただき、今後の会に反映したい。

第 118 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 14 年 12 月 16 日）

第 786 号議案 東予広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 3,3,5 号船屋阿島線を 3,4,5 号船屋阿島線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、車線の数、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,4,5、船屋阿島線、西条市船屋字西山越、新居浜市阿島字三喜一番浜、（新居浜市一宮町 1 丁目、又野 1 丁目）、約 14,790m、地表式、4 車線、20m、幹線街路と平面交差 6 箇所
「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

都市計画道路船屋阿島線は、地域の活性化を図るための地域交流連携軸として、四国縦貫自動車道や国道 11 号、国道 11 号バイパス等の広域交流連携軸とともに、都市圏における東西軸強化の重要な路線となっており、順次整備を進めているところである。今回、変更する箇所は、新居浜市の中心部を南北に流れる国領川に架かる延長約 260m の平形橋で、市内東部地域と中部及び西部地域をつなぐ重要な橋梁であるとともに、地域住民の交流の場としても不可欠な橋梁となっている。さらに平形橋周辺の河川敷は、自然環境や防災機能に配慮した都市計画緑地（国領川緑地約 65.5ha）として都市計画決定されており、多目的運動施設等も整備され、これら施設を利用した各種催し物をはじめ、毎年夏季には花火大会も開催されるなど年間約 50 万人以上が訪れる憩いの場所となっている。また平形橋は、国領川兩岸の堤防自転車道路（都市計画道路 8,7,1 中央環状線及び 8,7,2 新須賀山根線）のほぼ中間地点に位置しており、兩岸を結ぶ連絡道路としても機能している。このことから平形橋は、同路線はもとより、国領川を挟んだ地域や河川敷施設等を行き来する人々の連絡道路としても重要な役割を果たすことから、これら通行者の安全かつ快適な空間を確保するために、自転車歩行者道部分の幅員拡幅（3.5m×兩岸を 4.5m×兩岸に拡幅）を行うものである。

第 787 号議案 今治広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 3,5,35 号丸田辻堂線次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、車線の数、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,35、丸田辻堂線、今治市常盤町 8 丁目、今治市辻堂字 3 丁目、（今治市郷六ヶ内町 2 丁目）、約 2,520m、地表式、2 車線、12m、幹線街路と平面交差 4 箇所
「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

本路線は、一般県道桜井山路線の一部で、今治市常盤町 8 丁目（国道 317 号との交差点）を起点とし、今治市辻堂字 3 丁目（竜登川左岸）を終点とする延長約 2,520m、幅員 12m の幹線街路であり、昭和 21 年 7 月 6 日に、戦災復興計画の基本方針に従い 2,3,17 丸田郷線として計画決定され、昭和 50 年 2 月 20 日に都市計画道路の変更に伴い現在の計画のとおり変更され、また、昭和 58 年 9 月 24 日の基準改定により番号のみが変更された。本路線は、桜井地区と山路地区を最短距離で結ぶ重要な路線であり、現在郷橋より終点までは順次整備中であるが起点より郷橋までの間は未整備となっており、幅員約 6m で供用されていることから、朝夕のラッシュ時には国道 317 号及び市道伊予熊榎線との両交差点ではかなりの渋滞が発生しており、本路線はバス路線でもあることから早期の整備が望まれているところである。今回、交差点における円滑な交通処理と安全の確保を図ることから、本路線と 3,5,27 号今治日高線、また 7,6,3 号榎橋日高線とのそれぞれの交差点に右折レ

ーンを設けるため、一部計画幅員の拡幅を行い7,6,3号榎橋日高線と併せて本案のとおり変更するものである。

第788号議案 大洲都市計画緑地の変更（愛媛県知事決定）

都市計画緑地第1号肱川緑地を次のように変更する。

【名称（番号、緑地名）、位置、面積、摘要】

- 1、肱川緑地、大洲市五郎字新畑、字大谷口、字新川、字西枕、字古川、字元屋敷、字慶雲寺外土手、字中塚、字餘ヶ、字田棒、字畑の前、字投端、字岸の下、字上岸の下、字榎畑、字茨の内、字山際、字馬場、字屋敷、字青木、字長楽寺及び字松尾、若宮字キタシブクサ、字シモシブクサ、字ナカツカ及びドテソト、中村字土手外及び字渡場、阿蔵字ナカノムラ、字カメノコウ、字サワタニ及び字ウキシマ、西大洲字中島、大洲字穴門外、字三ノ丸、字本町1丁目、字本町2丁目、字本町3丁目、字高川原、字比地町北、字勘兵衛邸及び字神楽山、田口字イマイデ、柚木字富士、字尾坂、字亀山、字須賀及び字久保、菅田町大竹字丁長及び松尾並びにこれらの区域の地先一級河川肱川河川敷の地内、約187.8ha、河岸緑地

「区域は、計画図表示のとおり」、

理由書

大洲都市計画緑地第1号肱川緑地は、昭和48年12月14日に市街地のほぼ中心を北に流れる清流肱川の流域沿岸約188.1haを緑地区域として都市計画決定、そのうち河川敷2.5haを建設省（現国土交通省）の河川占有許可を受け開園し、昭和53年4月14日に区域面積を188.4haに変更、平成8年4月5日に区域面積を189.0haに変更し現在に至っている。なお現在までに約5.13haの整備を終わっている。本緑地の一部通称城山公園については、大洲城跡であり肱川や市内の眺望に優れ、大きく北へ流れを変える肱川のアクセントとなっているが、花見シーズンの他には特段の利用はなかった。その大洲城の復元は市民の長年の夢であったが、このたび平成16年に迎える市制施行50周年をめぐして、天守閣及び多聞櫓の復元に着手した。本市のオープンスペースの大系は、肱川みどり橋と中央丘陵みどり軸とを骨格としており、これらの軸に本肱川緑地や富士山公園など主要な公園緑地等を配置してきた。通称城山公園とその周辺一帯は骨格となる2軸の交点に位置し、本市の優れた自然環境と文化環境を併せ持つ場を占めていることから、公園緑地体系を充実強化する上で最適の位置にある。この大洲城跡をまとまりのある都市計画公園とすることは、市民や観光客の日常や季節ごとのレクリエーション充実のみならず、城下町大洲の個性をかたちづくり都市景観を形成するとともに、震災・火災や水害に対する都市防災の向上に資し、肱南地区の商業・観光の魅力を高め中心市街地の活性化を促すうえで、重要な課題となっていた。今般、天守閣等の復元を契機として通称城山公園部分とその周辺一帯を独立した都市計画公園（地区公園）として拡張整備することは、このようなまちづくり上の課題に対応した必要なものである。（4,4,3 城山公園の追加参照）これに伴い肱川緑地の一部区域を廃止することは、形式的には緑地の縮小となるが、堤内側に充実した公園を追加することでより多くの利用者を集め、水辺の遊歩道等緑地へも誘導することで堤内外にわたる利用を促進することが可能になるなど、実質的には緑地の機能を増進することとなるものである。より存在効用に比重を置く広大な河畔緑地である肱川緑地と、より利用効用に比重を置く地区公園である城山公園とが相乗効果を発揮するよう適正に配置することが必要である。以上により、肱川緑地の一部区域を廃止して堤内側境界を河川区域界とし明確にするとともに、全体面積約189.0haを約1.2ha縮小し約187.8haに区域変更しようとするものである。

第 789 号議案 大洲都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中 1 号富士山公園を 5,5,1 号富士山公園に、3 号稲荷山公園を 4,5,4 号稲荷山公園に、4 号大洲総合運動公園を 6,5,1 号大洲総合運動公園に名称を改め、次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

地区、4,5,4、稲荷山公園、大洲市新谷字和田、約 16.7ha、（一般）

総合、5,5,1、富士山公園、大洲市柚木、田口、菅田町、大竹、約 44.9ha、（一般）

運動、6,5,1、大洲総合運動公園、大洲市平野町野田、約 34.0ha、（一般）

変更理由書

従来、番号の付し方は一連番号のみであったが、昭和 54 年建設省都計発第 20 号通達に基づき、区分・規模・一連番号の付し方に変更するものである。

議事録

第 786 号議案

事務局：船屋阿島線は 4 車線で計画決定されており、平形橋前後の一般道路部は幅員 20m の 4 車線で整備済みであるが、平形橋のみが未改良で現況は 2 車線（9m の車道、3m の片側歩道）である。来年度から平形橋の架け替え工事に着手するが、それに先立って道路幅員を見なおすものである。元決定は、総幅員 20m、車道 4 車線、自転車歩行者道両側 3.5m ずつであったが、現在の道路構造令に適合した総幅員 22m、車道 4 車線、自転車歩行者道両側 4.5m ずつに変更する。

第 787 号議案

事務局：起点の国道 317 号交差点から蒼社川にかかる郷橋までの間は未整備で現況は幅員 6m 程度である。今回の変更は、国道 317 号（3,5,27 今治日高線）、7,6,3 榎橋日高線のそれぞれの交差点で右折レーンを設けるためのものである。

「愛媛県都市計画区域マスタープラン策定専門部会」の検討状況の報告

事務局：「愛媛県都市計画区域マスタープラン」は、平成 16 年 5 月までに、県内すべての 18 都市計画区域ごとに、①都市計画の目標、②区域区分いわゆる線引の要否、③道路・公園・下水道等の主要な都市計画の決定の方針を定めることになっている。「愛媛県都市計画区域マスタープラン策定専門部会」のメンバーは審議会委員 2 名を含めた 10 名の学識者等で構成している。全体で 5 回の開催を予定しこれまで 3 回開催。法で定められた期限 16 年 5 月 17 日までに都市計画決定する必要があり、来年度から約 1 年間かけて、各省との協議、説明会・公聴会、本審議会への付議等の法手続きを行いたい。第 1 回はマスタープラン作成の基礎調査項目について、第 2 回は線引及び開発許可について、第 3 回は線引要否の判断基準等について検討した。

委員：来年度から減反、廃止という農用地と市街化調整区域内開発との関係はどうか。市の判断が公平ではないのではないかと。

事務局：それは松山市ですか。

委員：そうです。

事務局：松山市は中核市として独自の権限を持っているので、私どもにはわからない。特定業者がどうのこうのということが事実であればおかしいのではないか。第 1 の点については、都市計画は農林漁業との調和を図りつつ適正な制限の元に都市の合理的な利用を図るべきものと考えています。

委員：合併問題にからんで 18 都市計画区域は変化するのではないか。

事務局：そのとおりです。マスタープランは、平成 16 年 5 月まで、合併特例法が 17 年 3 月までになっているので、この調整を国に要望したが、法改正は困難とのことで、こういう状況になっている。平成 16 年 5 月にマスタープランを作成した後、どうしても修正作業が出て来ると考えている。

第 119 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 15 年 8 月 6 日）

第 791 号議案 松山広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 3,1,3 号松山外環状線を 3,2,3 号来住余戸線に名称を改め、1,4,1 号自動車専用松山外環状線ほか 1 路線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、車線の数、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

自動車専用道路、1,4,1 自動車専用松山外環状線、松山市来住町、松山市余戸南 2 丁目、（松山市古川南 3 丁目）、約 6,780m、4 車線、21m

構造形式の内訳、松山市来住町、松山市北井門町、約 3,070m、嵩上式、
松山市井門町、松山市市坪南 3 丁目、約 1,150m、嵩上式、
松山市市坪西町、松山市余戸南 2 丁目、約 1,390m、嵩上式、
幹線街路と立体交差 1 路線

約 1,170m、地表式、四国旅客鉄道予讃線と立体交差、

なお、松山市来住町地内に入出口、各 1 箇所を設ける。

入口：終点方向、出口：起点方向

松山市北井門町地内に入出口、各 1 箇所を設ける。

入口：終点方向、出口：起点方向

松山市井門町地内に入出口、各 1 箇所を設ける。

入口：起点方向、出口：終点方向

松山市市坪南 3 丁目地内に入出口、各 1 箇所を設ける。

入口：終点方向、出口：起点方向

松山市余戸南 2 丁目地内に入出口、各 1 箇所を設ける。

入口：起点方向、出口：終点方向

松山市北井門町地内にジャンクションを設ける。

四国縦貫自動車道に接続

幹線街路、3,2,3 来住余戸線、松山市来住町、松山市余戸南 2 丁目、（松山市古川南 3 丁目）、約 6,780m、
2 車線、(19.5+19.5)m

構造形式の内訳、松山市古川南 3 丁目、松山市古川西 3 丁目、約 520m、嵩上式、
(13.75+13.75)m～(19.5+19.5)m

松山市市坪西町、松山市市坪西町、約 890m、嵩上式、

(13.25+13.25)m～(24.5+24.5)m

約 5,370m、地表式、(13.25+13.25)m～(24.5+24.5)m

四国旅客鉄道予讃線と立体交差、幹線街路と平面交差 7 箇所

理由

1,4,1 自動車専用松山外環状線（自動車専用道路）及び 3,2,3 来住余戸線（幹線街路；今回 3,1,3 松山外環状線から名称変更）は、松山市の中心部から放射状に伸びる国道 11 号、33 号及び 56 号線を結ぶ主要な環状道路として、また、四国縦貫自動車道のアクセス道路として、平成 3 年に計画決定し、事業化に向けて道路構造等の検討を行ってきたところであるが、今回、より一層の安全性、経済性等の向上を図るため、下記の通り、都市計画決定の変更を行うものである。

- ・幹線街路の車線数を 4 から 2 へ変更する。自動車専用道路部では通過交通、幹線街路部では主に沿道利用を目的とした地区内交通を処理するよう機能分担を明確にした交通量配分の結果、幹線街路の車線数を変更するものである。
- ・自動車専用道路の高架構造を変更する。自動車専用道路の高架橋下に計画していた幹線街路を高架橋下の外に配置換えし、高架部の高さを低くして経済性を向上させる。また、井門町及び市坪南 3 丁目付近においては、地域分断等の著しい支障がないため、高架橋構造を平面構造に変更し建設コストの縮減を図る。なお、幹線街路については、自動車専用道路部との機能分担を明確にしたことに合わせて名称も地域に密着したものとして、わかりやすく変更するものである。

第 792 号議案 松山広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中 6,6,1 号松山中央公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

運動公園、6,6,1、松山中央公園、松山市市坪西町、出合、保免中 3 丁目、保免西 3 丁目、保免西 4 丁目、約 53.4ha

理由

松山中央公園は、松山市の市街地南西部に運動公園として昭和 43 年に都市計画決定し、順次整備を行い、現在、野球場（坊ちゃんスタジアム）、テニスコート等が供用開始されている。今後も、武道館、プール等様々な運動施設が整備される計画となっており、松山都市圏における総合的な運動施設公園としての活用が期待されている。今回は、都市計画道路の変更に伴い、公園区域の一部見直しを行うものである。松山中央公園の南側、重信川との間に、東西方向に計画されている都市計画道路自動車専用道路松山外環状線（自動車専用道路）及び 3,2,3 来住余戸線（幹線道路；今回 3,1,3 松山外環状線から名称変更）は、平成 3 年に都市計画決定し、事業化に向けて道路構造等の検討を進めてきたが、経済性、安全性の向上等の理由から、自動車専用道路の高架橋下に計画していた幹線道路を高架橋下の外に配置換えするため、やむを得ず、公園区域の一部削除を行うものである。削除する区域は、駐車場として計画していたため、この代替地（駐車場）を確保する必要があるが、当該公園区域が石手川、重信川、JR 予讃線に囲まれた特殊な地理的条件下にあり隣接地に一体的用地を求められないこと、公園区域内の運動施設の機能を低下させずに確保する必要があることなどから、高架橋下の区域を新たに公園区域として追加するものである。

その他

「愛媛県都市計画区域マスタープラン策定専門部会」の検討状況の報告

議事録（説明及び質疑の要点）

791 号議案

事務局：本路線は、当初平成 3 年 3 月に都市計画決定されており、国道 33 号線までの約 500m 区間は平成 9 年 2 月に供用されている。今回、その他の区間について、阪神淡路大震災の影響から高架部の耐震構造を大幅に見直し、またコスト削減の方針を受けて、構造等を見直しを行いました。高

高架部の自動車専用道路の車線数は4車線で変わらないが、平面部の幹線街路の車線数を4から2へ変更し、高架部の下から外側へ移している。これによって、高架部の高さを低くでき、また高架部4車線を1本の柱で支えていたものを2車線毎に支える構造に変更した。また、自動車専用道路を当初の有料から無料にしたため、自動車専用道路利用交通量が約2万6千台から約5万4千台に増加し、幹線街路の交通量が約2万9千台から約6千台に減少した。このため、幹線街路は2車線で十分となった。このような構造変更により一部区域の変更が生じている。

「愛媛県都市計画区域マスタープラン策定専門部会」の検討状況の報告

事務局：第4回の専門部会では、線引きの要否の判断基準フローを決定、第5回の専門部会では、部会案を作成し、承認した。県ではこの部会案をもとに、県の素案を作成中である。第4回の部会では、都市計画課長が今治広域、東予広域の各市町村に行き、市町村長と面談した際の意見を録音テープで報告した。また、東予市、丹原町については専門部会員が現地を視察し、面談にも参加した。

「線引き有無判定フロー」により、今後も人口が伸びると予想される松山広域は、「線引きが必要」と判断された。都市計画区域人口の伸びはないが、産業や都市的土地利用の点から市街地の拡大の可能性を明確に判断できない今治広域と東予広域について検討し、今治広域は、「都市形態」、「都市施設」及び「自然環境」の観点から線引きの必要性が高いと判断された。ただし、地元要望により、市街化調整区域内の開発許可制度の規制緩和を行う。東予広域は、「都市施設」及び「自然環境」の観点からは線引きの有効性がある程度理解されるものの、総合的には判断が困難となったため、関係市町村の意見を聴いて総合的に判断することとした。関係市町村の意見は、3市2町すべて線引き廃止を要望していた。そこで廃止した場合の土地利用規制対策を検討した上で最終判断することとした。その結果、適正な土地利用規制を行うことを条件に、線引きは廃止するという部会案が決定された。線引きの廃止は、全国的にも非常に数少ないことであるが、都市計画区域人口の約半分が市街化調整区域に住んでいるという分散型あるいは不整形な市街地形態、市街化調整区域内で過疎化・高齢化が急速に進み、地域コミュニティの存続が危ぶまれていること、廃止後の土地利用規制対策等を総合的に判断し、適正な土地利用規制を行うことを条件に線引きを廃止する方向で関係機関との調整を始めることにする。なお、現在、線引きを実施していないその他の都市計画区域はすべて「線引きは不必要」と判断された。

会長：区域区分を定める方針の考えは、愛媛県独自のものか。

事務局：市街地の拡大傾向等、大きな項目は、国土交通省の運用指針を踏襲している。しかし、その判断のための点数制は県独自のものである。

会長：今治広域の朝倉村、玉川町からの意見として「都市計画区域のすべてが市街化調整区域であり、農地の有効利用が図れない」があるが、常識的には市街化調整区域は農地の有効利用を振興するはずである。意味がわからない。

事務局：これは、“農業後継者は使えるけれど、一般人は建物を建てられないため、町が発展しない”という意見である。

第 120 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：平成 16 年 3 月 19 日）

第 794 号議案 松山広域都市計画区域の区域区分の変更（愛媛県知事決定）

区域区分（市街化区域及び市街化調整区域の区分）を次のように変更する。

○市街化区域及び市街化調整区域の区分（計画図表示のとおり）

松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更（市町別内訳）

【市町村名、都市計画区域面積（ha）、市街化区域面積（ha）（現行、変更後）、変更面積（ha）（拡大、廃止、計）】

松山市、	19,044、	6,556、	6,600、	44、	－、	44
その他の市町、	10,453、	1,661、	1,661、	－、	－、	－
合計、	29,497、	8,217、	8,261、	44、	－、	44

（参考）その他の市町：伊予市、北条市、重信町、川内町、松前町、砥部町

現行の市街化区域面積約 8,217ha を約 44ha 拡大し、変更後の市街化区域面積は、約 8,261ha となる。

○基本方針

松山広域都市計画区域は、県都として、教育、文化及び商工業等の都市機能を備えた中核都市である松山市を中心に発展して来た。都市計画区域における市街化区域及び市街化調整区域の区分は、当該都市の発展の状況、社会情勢の変化、当該都市計画区域における人口及び産業の将来見通し等を勘案して、一体の都市として合理的な土地利用及び効率的な市街地の整備を図ることができるよう定めることとなっている。区域区分は、昭和 46 年に 3 市 4 町合計 7,150ha の市街化区域を指定し、現在、平成 12 年の第 3 回見直しにより 8,217ha となっている。本変更は、平成 12 年の第 3 回線引き見直しにおける市街地人口の目標値のうち、保留人口フレームの範囲内で行われる随時変更である。今回市街化区域に編入する松山市の東垣生地区は松山空港の南東に近接した位置にあり、幹線道路や生活道路及び上、下水道の整備が進むとともに、将来は当該地域周辺には、松山インターチェンジと空港、港湾施設を結ぶ地域高規格道路、松山外環状線の計画も予定されている。さらに、周辺の臨海工業地や、空港、港湾施設に隣接する地理的条件により、将来、流通業務系の土地利用や良好な住宅地としての開発が確実に見込まれる市内でも数少ない地域である。よって当該地域の都市基盤施設の整備状況や今後の計画及び農業施策の見通しを勘案の上、適当な市街化区域の規模を想定し、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成を図るものである。

第 795 号議案 松山広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（都市計画区域マスタープラン）

第 796 号議案 今治広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（都市計画区域マスタープラン）

第 797 号議案 東予広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（都市計画区域マスタープラン）

第 798 号議案 川之江都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（都市計画区域マスタープラン）

第 799 号議案 伊予三島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（都市計画区域マスタープラン）

第 800 号議案 土居都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（都市計画区域マスタープラン）

第 801 号議案 菊間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（都市計画区域マスタープラン）

第 802 号議案 久万都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（都市計画区域マスタープラン）

第 803 号議案 内子都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（都市計画区域マスタープラン）

第 804 号議案 大洲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（都市計画区域マスタープラン）

第 805 号議案 長浜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（都市計画区域マスタープラン）

第 806 号議案 八幡浜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（都市計画区域マスタープラン）

- 第 807 号議案 保内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（都市計画区域マスタープラン）
- 第 808 号議案 三瓶都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（都市計画区域マスタープラン）
- 第 809 号議案 宇和都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（都市計画区域マスタープラン）
- 第 810 号議案 野村都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（都市計画区域マスタープラン）
- 第 811 号議案 広見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（都市計画区域マスタープラン）
- 第 812 号議案 南予レクリエーション都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
（都市計画区域マスタープラン）
- 第 813 号議案 松山広域都市計画区域の区域区分の変更（区域の変更はない）
- 第 814 号議案 今治広域都市計画区域の区域区分の変更（区域の変更はない）
- 第 815 号議案 東予広域都市計画区域の区域区分の変更（廃止）

以上、第 795 号議案から第 815 号議案については、省略。

第 816 号議案 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率等の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各高さの制限を定める区域の指定と数値を次のように決定する。
（知事指定及び決定）

【区域、法第 52 条第 1 項第 6 号の規定により定める数値、法第 53 条第 1 項第 6 号の規定により定める数値、法第 56 条第 1 項第 2 号ニの規定により定める数値、法別表第 3（に）欄 5 の項の規定により定める数値】

- 1 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条第 1 項の規定により定められた都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域（松山市、今治市及び新居浜市の区域並びに 2 の項から 4 の項までに掲げる区域を除く。）、10 分の 20、10 分の 7、2.5、1.5
- 2 東予広域都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域（新居浜市の区域を除く）及び喜多郡長浜町大字下須戒の一部、10 分の 20、10 分の 6、2.5、1.5
- 3 伊予三島市中曾根町の一部、10 分の 30、10 分の 7、2.5、1.5
- 4 川之江市川之江町の一部、金生町山田井の一部、上分町の一部、妻鳥町の一部及び金田町の一部並びに喜多郡長浜町大字晴海、拓海、仁久の一部、大字長浜の一部、黒田の一部及び沖浦の一部、10 分の 40、10 分の 7、2.5、1.5

* 「伊予三島市」と「川之江市」は平成 16 年 4 月 1 日より「四国中央市」になります。

「区域は計画図表示のとおり」

理由

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内において、土地利用の状況等を考慮し、地域の実情に応じた建築形態制限とするため。

第 817 号議案 川之江都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中 5,5,1 号城山公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

総合公園、5,5,1、城山公園、川之江市川之江町城山大江新開山ノ下、約 12.1ha

理由

当城山公園は、昭和 29 年に四方に眺望の開けた通称城山 8.0ha を都市公園として計画決定し、昭和 33 年に城山の西側 6.0ha、昭和 44 年に城山の南側 6.4ha を追加し、現在 20.4ha の計画決定となっており、このうちプール、展望台、多目的広場等 2.1ha を整備し、市民のスポーツ・レクリエーション施設として幅広く利用されています。市では、平成 4 年に計画決定し現在までに野球場、多目的広場、パークゴルフ場等が供用されている 4,4,1 浜公園の整備に目途が立ったことから、快適な都市環境の形成、公園に対する住民の多様な要望に対応し、緑豊かな潤いのある魅力的都市の形成を目標として、市街地外周部に公園を追加するなど市内の公園全体を多機能で利用しやすく適正に再配置する計画を策定することとしております。今回の変更は、城山公園において、市街化の進展により建築物の密集化が進んできたこと、交通量の多い道路に分断されていること等の理由により、一体的な整備が困難になった部分に計画されていたスポーツ的機能については 4,4,1 浜公園等に、また緑の散策や自然とのふれあいの機能については 3,3,5 森と湖畔の公園等に分散するものとし、既決定計画どおり整備することが不必要となった部分 (8.3ha) を廃止するものです。今回の変更と併せて別途市決定により、浜公園において 1.0ha の追加、また、森と湖畔の公園を含む比較的小規模な 6 公園を用途地域の外周部に追加配置 (合計 7.5ha) することで、住民の様々な要望に対応した多機能で日常身近に利用できる適正な配置を目指します。なお、この変更により市内の公共施設緑地は 42.6ha となり、市民一人当たりの面積に間残すると 11.0m²/人となります。

第 818 号議案 建築基準法第 51 条ただし書きに基づく審議

有限会社帝松サービス産業廃棄物処理施設 (廃プラスチック類破碎施設)

【名称、位置、面積、用途、備考】

有限会社〇〇、産業廃棄物中間処理施設、松山市、敷地面積 2,460.0m²、産業廃棄物 (ペットボトル及びペット樹脂製廃棄物に限る)、建築面積 992.29 m²、1. 申請人、有限会社〇〇 2. 処理方法及び能力、(1) 湿式破碎方式、(2) 処理能力、14.4t/日、*稼働時間: 24 時間/日

「区域は計画図のとおり」

理由

愛媛県内における PET ボトル類の使用量は約 4,200 t/年と推定され、この内指定法人ルートで回収されるものが約 1,950 t/年、回収率は約 46%、半分以下とされています。このように回収されていない PET ボトル類の多くは焼却、埋立等に使用され、利用可能な資源である PET ボトル類等の半数以上は無駄に処分されているのが現状です。有限会社帝松サービスでは、一般廃棄物として主に県内の中・南予から指定法人のルートで回収された PET ボトルを受け入れ、帝人数地内の PET ボトル破碎処理施設で処理を行っているところです。今後、同施設で松山クリーンセンターでの焼却処分分、スーパー関係、自動販売機収集等の廃プラスチック類を受け入れて処理を行う予定となっています。この廃プラスチック類が「廃棄物の処理尾及び清掃に関する法律」によると、産業廃棄物に分類されることから、当該施設が一般廃棄物処理施設から産業廃棄物処理施設に取扱が変わることになり、今回の申請が行われたものです。なお、現在の施設は稼働率的にも余裕を有しており、受け入れ対象の拡大後も十分対応できるものとなっています。

議事録（説明及び質義の要点）

第 794 号議案

事務局：市街化区域に編入できる区域は「土地区画整理事業等で計画的な開発事業が行われることが確実な区域」、「地区計画に依る道路等の公共施設の整備が確実な区域」等に限定されている。松山広域の線引き見直しは平成 12 年 3 月に行い、127ha を市街化区域としたが、将来予測人口の増加分のうち、編入基準に該当する区域が一部不足していたため、具体的な場所が定まるまでのあいだ編入手続きが保留されていた。今回は、条件が整った地区として編入する「随時変更」と呼ばれるもので、定期的、本格的な線引き見直しではない。地区計画により計画的な開発事業が行われることが確実な区域としての編入が 41.9ha、また空港に近い一部の区域 1.7ha は既成市街地の編入で合計 43.6ha の区域です。なお、地区計画と用途地域指定は松山市決定となっている。

第 795 号議案から第 815 号議案

事務局：「愛媛県都市計画区域マスタープラン策定専門部会」の部会案を受けて素案を作成、説明会及び公聴会を経て原案を作成している。

第 816 号議案

事務局：これはいわゆる「白地地域」の「容積率」、「建ぺい率」、「隣地制限」、「道路斜線」の規制値です。現在の規制は、昭和 45 年の建築基準法の改正で容積率 400%、建ぺい率 70%等が定められたが、国では街づくりで地域の自主性を尊重し、地域特性を生かせる使い勝手のいい仕組みとなるよう、都市計画法と建築基準法の改正を行い、今回、これらの規制を特定行政庁が決定するしくみとした。市町村の実態調査を行い、地元住民の意向を踏まえた市町村の意見を尊重して、案を作成した。